

(別紙)

2015年4月1日以降に適用する簡易生命保険契約の前納払込保険料等の改定について

(注) 2007年9月30日以前にご加入いただいた簡易生命保険の契約に適用します。

1 前納払込保険料

2015年4月1日から2016年3月31日までに保険料の前納払込みをしていただく場合の前納払込保険料について、改定いたします。

下表は、60歳払込済定額型終身保険1,000万円に20歳でご加入いただいた男性（集金払込みまたは窓口払込み）が、保険料の前納払込みを行った場合の例です。

詳しくは、最寄りの郵便局の窓口、かんぽ生命の支店、かんぽコールセンターまたはセールスパーソンへお尋ねください。

[月額保険料 15,900円]

前納払込年月数	前納払込保険料		引上げ率 (%)
	2015年4月1日から 2016年3月31日までの前納払込み	2014年4月1日から 2015年3月31日までの前納払込み	
3月分	46,746円	46,746円	0.00
6月分	93,015	93,015	0.00
1年分	185,235	185,235	0.00
2年分	370,311	370,311	0.00
5年分	925,539	923,949	0.17
7年分	1,294,578	1,289,490	0.39
10年分	1,840,584	1,823,889	0.92
15年分	2,715,243	2,666,748	1.82
20年分	3,516,126	3,416,274	2.92

なお、1987年8月31日以前の保険契約（年金保険契約を除きます。）については、変更はありません。

前納払込保険料は、かんぽ生命Webサイトにて試算することができます。

参照URL<<https://jp-life-sec.japanpost.jp/information/prepayment/prepay.php?form=2>>

2 配当利殖率

2015年4月1日から2016年3月31日までの、配当利殖率を下表のとおり改定いたします。

(年利率：%)

	年ごとの効力発生応当日以前	年ごとの効力発生応当日後
配当利殖率	0.41	0.16

(注) 財形保険、確定拠出終身年金保険については、「年ごとの」を「4月の月ごとの」に読み替えます。

3 契約者貸付利率

2015年4月1日以降に保険契約者が契約者貸付を受けられる場合に適用する契約者貸付利率について、以下のとおり改定いたします。

(1) 契約者貸付利率 ((2) 及び (3) を除く。)

(年利率 : %)

ご加入時期		貸付期間中の 契約者貸付利率		貸付期間経過後の 契約者貸付利率	
		改定後	(現行)	改定後	(現行)
1998年9月1日から 1999年3月31日まで	下記以外	2. 75	2. 75	2. 825625	2. 825625
	一時払商品	2. 25	2. 50	2. 300625	2. 562500
1999年4月1日から 2007年9月30日まで		2. 25	2. 50	2. 300625	2. 562500

注 表中にはない時期については、改定いたしません。

(2) 貸付利率の特則に基づく契約者貸付利率

改定いたしません。

(3) 非常取扱いを行う場合の契約者貸付利率

改定いたしません。

4 実施日

2015年4月1日 (水)